

●手続きの流れ

事前相談

- ◆ 市役所で補助の対象となる建築物であるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください。

見積り依頼

- ◆ バリアフリー化の工事について施工業者に相談され、見積書をもらってください。申請時に必要になります。

申請書提出

- ◆ 補助金交付申請書(様式第1号)には、次の書類を添付してください。
①事業計画書(様式第2号)
②収支予算書(様式第3号)
③役員等名簿(別紙様式)
④補助対象事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
⑤申請建物の位置図、平面図、詳細図等
⑥申請建物の所有者であることが確認できる書類

交付決定

- ◆ 書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

事業着手

- ◆ 事業に着手したときは、速やかに着手届(様式第6号)に補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付して提出してください。
なお、補助対象となる部分の工事着手は、市の交付決定があつてから行ってください。
- ◆ また、必要に応じ、現地にて中間検査を実施します。

実績報告

- ◆ 事業が完了したときには、完了の日から起算して5日を経過する日、または補助金の交付決定があつた年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)に次の書類を添付して提出してください。
①事業報告書(様式第2号)
②収支決算書(様式第3号)
③補助対象事業の成果を示す資料等(工事写真、図面等)
④補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- ◆ また、必要に応じ、現地にて完了検査を行います。
- ◆ 審査の上、補助金の額を確定し通知します。
(予算の範囲内で対応。)

補助金確定

補助金請求

- ◆ 補助金の請求は、補助金支払請求書(様式第10号)を提出してください。

●その他

- ・鳥取県福祉のまちづくり条例の概要については、別紙をご覧ください。

●申請・問い合わせ窓口

境港市上道町3000番地

境港市役所（別館2階）建設部建築営繕課

電話：0859-47-1062

ファクシミリ：0859-47-1086

メール：eizen@city.sakaiminato.lg.jp